（昭和十年大蔵省令第二号の一部改正）

第二条　昭和十年大蔵省令第二号（供託又ハ寄託セル四分利付仏貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ利札継足ニ関スル特別取扱規程）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一号書式 第一号書式（第２条） 利札継足特別取扱請求書 年　月　日　供託／寄託　番 何公債令額面　法　也　此証券　枚 内訳 券面番額　枚数 但シ証券番号ハ別紙利札継足請求証券番号表ノ通 上記ノ　供託／寄託　証券ニ対シ昭和　年　月　日渡以降利札継足方特別取扱相受度請求候也 令和　年　月　日　住所 氏名 日本銀行（本店、支店、派出所又ハ代理店）宛 注意 四分利付仏貨公債（第二回四分利付英貨公債ノ利札）ハスルト	**第一号書式** 第一号書式（第２条） 利札継足特別取扱請求書 年　月　日　供託／寄託　番 何公債令額面　法　也　此証券　枚 内訳 券面番額　枚数 但シ証券番号ハ別紙利札継足請求証券番号表ノ通 上記ノ　供託／寄託　証券ニ対シ昭和　年　月　日渡以降利札継足方特別取扱相受度請求候也 令和　年　月　日　住所 氏名印 日本銀行（本店、支店、派出所又ハ代理店）宛 注意 四分利付仏貨公債（第二回四分利付英貨公債ノ利札）ハスルト